

「役員の給与について」カンタン解説

東京メトロポリタン税理士法人
税務部 笠原 恵

『「役員の給与」って、いつでも変更できるわけじゃないんだよね??』

このようなご質問をお客様に時々されます。

そうなんです!!いつでも改定できないのです。残念ながら・・・。

なぜできないのか?・・・それは、会社の利益操作（利益が多くなりそうときは、役員給与を多く支払い、利益を少なくして支払う税金を少なくすること等）ができてしまうからです。

儲かったのは、役員の頑張りによるものが大きいのだから、

『**ボーナス的なものは認めたっていいじゃない!**』と個人的には思うのですが、国はきっと税収の確保をしたいのでしょうね、簡単には認めてくれないのです・・・。

●事前確定届出給与って何?

ただし、事前に届出を出せば、任意の時期に役員給与を取ることが認められるようになりました。

すなわち、**事前に届出を出せば、役員にも「賞与的」なものが認められるようになった**のです。これを「**事前確定届出給与**」と言います。(長ったらしい名前ですね...)

そのためには、次の(1)または(2)のうちいずれか早い日(新しく会社を設立した場合には、その設立の日以後2か月を経過する日。)までに税務署に、その内容に関する届出をしなければなりません。

(1) 定時株主総会から1か月以内

(2) その会計期間開始の日から4か月以内

この届出は、年度開始の早い時期(利益がでるかどうかわからないような時期)に提出しなければならぬうえに、**届出をした金額と違う金額を支払った場合は、損金(税務上の経費)にできないのです!**

利益が出たので、役員に賞与を払うという賞与では、基本的にはありません。

ただし、前期の利益に基づいて、翌期に役員に賞与を払う、という使い方はすることができますよね。

なお、この届出には、対象者ごとに月次の給与等の状況を記載しなければいけませんし、

対象者以外の役員に対する給与の状況も記載しなければなりません。届出書の作成は、ちょっと手間がかかりますね。

また、以前は非常勤役員に対する給与の年間一括払いは、相当額の範囲内であればそのまま損金に算入することができましたが、**この年払い給与も届出を出さなければ、損金として認められないようになりましたので、ご注意ください！**

ということで、やっぱり、役員の給与はシバリがきつくなっています。

●定期同額給与って何？

結局、どんな役員給与だったら、最も損金として認められやすいのかというと、定期同額の給与です。定期同額の給与とは、月額役員給与のことを言うのですが、これは次の2つの要件を満たすものをいいます。

- (1) 同一事業年度内（12か月間）で、毎月同じ額を支給すること。
- (2) 改定する場合は、事業年度開始後3か月以内に改定すること。

たとえば、事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合、4月から6月までの間に、役員給与の金額を変更する場合は、O.K.ということです。

それ以外の月に、役員給与を変更した場合は、その役員給与の全部または一部が損金にならなくなってしまいます。（どの部分が損金にならないかは、ケースによって変わります）
これは、以前よりもずっと厳しくなったのです。

しかし、特別な理由があれば、3ヶ月以内の改定以外でも認められる場合があります。それは、たとえば次のようなケースです。

①役員の職制上の地位の変更に伴う改定

たとえば、代表取締役が亡くなったことにより、他の役員が代表取締役へ昇格する場合など。

②業績の著しい悪化による減額改定の場合

ただし、会社の一時的な資金繰りの場合や、単に業績目標値に達しなかったことなどの理由で減額改定する場合は、認められませんので、ご注意ください！

③親会社からの出向などの場合

親会社から出向している子会社の役員給与が、親会社の株主総会や取締役会で決められる場合は、3ヶ月以内の変更でなくても認められます。

以上、役員給与についてカンタンに注意点を解説しましたが、ご不明な点がある場合は、お気軽に弊社担当者までお問い合わせください。